

広島県告示第八百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

令和二年八月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

熊野町

二 事業の種類

東部地域防災センター（仮称）整備事業

三 起業地

1 収用の部分

広島県安芸郡熊野町初神三丁目地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

東部地域防災センター（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）は、防災・減災活動等の支援を行う防災拠点機能及び消防団屯所機能を併有する施設として防災センターを整備する事業であり、法第三条第十九号に掲げる市町村が消防法（昭和二十三年法律第八十六号）によつて設置する消防の用に供する施設及び法第三十一条に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがつて、本件事業は法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である熊野町は地方公共団体であり、交付金及び一般財源による財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがつて、本件事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

本件事業は、広島県安芸郡熊野町初神地区において防災センターを整備する事業である。

熊野町では、平成三十年七月豪雨により、町内の各所で土石流やがけ崩れが発生し、死者十二名、建物被害百六十三棟に及ぶ甚大な被害を受け、避難所等へ避難した町民

は一時的に千人を超える状況であった。

熊野町の東部地域では、熊野第二小学校体育館及び熊野東公民館が平成三十年三月に土砂災害警戒区域に指定されたことを受けて、指定避難所としての機能を廃止したため、当該地域で開設できる指定避難所は東部地域健康センターの一施設となっており、避難所が不足している。そのため、平成三十年七月豪雨では当センターに収容能力を上回る避難者が集まる事態となり、ペット同行避難者の受入れにも十分対応できない状況であった。

また、当該地域には、防災に関する研修や訓練を行うことができる大型ホールや広場、自主防災組織やボランティア団体の支援等を行う拠点となるべき場所及び災害物資等の備蓄庫が整備されていない状況である。

さらに、東部地域の初神地区に設置している消防団屯所は、建築から三十六年が経過し、老朽化が進むとともに、幹線道路である県道瀬野呉線から離れていることから、参集及び出動の利便性に劣り、また、団員の訓練等を行うスペースも手狭で、消防団の機能の向上を図ることが困難な状況である。

本件事業の完成により、五百人の避難者を収容できる防災拠点が整備されて、東部地域における避難所の不足が解消されるとともに、防災教育や防災訓練の実施が可能となる大型ホールや広場、自主防災組織やボランティア団体の活動拠点となるべき場所及び災害物資等の備蓄庫が整備され、地域防災力の強化を図ることができるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業の起業地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、現地調査及び「広島県の絶滅のおそれのある野生生物（第三版）」（平成二十四年発行）を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていない。

また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地について、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定については、熊野町初神三丁目案（以下「申請案」という。）ほか、熊野町初神二丁目案及び熊野町城之堀十丁目案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、学童の避難及び災害支援において施設の利便性に優れ、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比

較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3(一)で述べたように、五百人の避難者を収容できる防災拠点が整備されて、東部地域における避難所の不足が解消されるとともに、防災教育や防災訓練の実施が可能となる大型ホールや広場、自主防災組織やボランティア団体の活動拠点となるべき場所及び災害物資等の備蓄庫が整備されることにより、地域防災力の強化を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

(二) 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲であると認められる。

(三) また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

熊野町役場住民生活部防災安全課